

令和4年9月30日

保護者の皆様へ

名古屋市

保育所等における濃厚接触者の特定について

日頃は、本市保育行政に御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

これまで、保育所等において感染者が発生した場合、保健所と協議して作成した濃厚接触者特定基準により、早急に濃厚接触者を特定し、感染拡大防止に努めてきたところです。

令和4年9月26日から全国一律で新型コロナウイルス感染症の感染者の発生に伴う医師の届出の対象が限定されました。これに伴い、保育所の利用児童及び職員の多くが発生届の対象外になることから、保育所等における濃厚接触者の特定が困難となりました。今後は、社会経済活動の維持と感染拡大防止の両立の観点より下記のとおりに対応としますのでお知らせします。

記

- 令和4年10月1日より、施設内で新型コロナウイルス感染症の感染者が発生した場合には濃厚接触者の特定は行いません。
- クラス内で感染拡大の恐れがある場合には3日程度クラス閉鎖となる場合があります。なお、クラス閉鎖中は登園停止となり、登園しなかったお子さんの保育料は減免となります（減免にかかる手続きは不要です）。
- 職員が多数、感染又は濃厚接触者になり、職員体制が確保できない場合は臨時休園となる場合があります。

施設内の感染拡大防止のため、ご家庭でお子さんの体調を確認し、熱や呼吸器症状がある場合は登園を控えていただきますよう引き続きご協力お願いします。

子ども青少年局保育運営課・保育企画室